

## 旭硝子株式會社職工退職手當支給方法

今は老衰又は職務のため退職する場合には満五年以上勤続した者では退職手當を請求する事が出来なかつたのであるが、此度よりは満三年以上勤続した者も其の退職の理由が年齢相応等の為にさうしても國元に歸らねばならぬ場合とか其他止むを得ぬ事情の為めと認められた場合には第三條に定めてある場合で依頼退職手當が貰へる事になりました。

死亡した場合に公傷で退職する場合とかは會社の事業上の都合で解雇せられた場合に是等の規則は次の通りでありますが計算方法が解りにくいためから例を舉げて説明します。

退職手當の出し方は一口に申しますと

入社以来の賃金取高に第二號表の退職手當當給率を乘じて出します

第一號表に依れば勤続十年以上十一年迄の退職手當當給率は千分の百三十とありますから五千圓に $\frac{130}{100}$ を掛けた額

例へば満十年勤続して入社以来の賃金取高が五千圓の者とします

若し此の人自分が自分の都合に依頼退職の許可を受けた者としますと勤続十年者は第三條の第六に當りますから六百五十圓貢（のり）です

つまり依頼退職の場合（第一條の第五に當るのみ）には普通の退職手當に對し第三條に定めある割合支費へするのです。

最も満十五年以上勤続すれば依頼退職の場合でも全額貢へるのです。

前に説しました様に退職手當は賃金取高に第二號表の率を乗じて算出するのである

前記大正七年十二月二十日迄の取高 千五百圓  
例へば明治第四十四年に入社して満十年勤続した者で入社以來の賃金總取高が  
十二月二十日の分それ以後の分に別して大正七年十二月二十日迄の取高には入社して

大正七年十二月二十日迄の取高 千五百圓  
大正七年十二月二十日迄の取高 千五百圓

太正七年十二月二十日以後の取高 千五百圓

大正七年十二月二十日迄の取高 千五百圓